

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書
 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

平成 29 年 7 月 19 日提出
 我孫子市

表(1) 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	現施設の概要	(4月21日委員会での質疑・意見) 説明資料には、現施設の設備概要等が記載されていないが、方法書には記載されているのか。	(4月21日委員会での回答) 方法書の2-30ページ、表2-3-20に現施設の設備概要を記載しています。 現施設は、昭和48年に稼働した1号炉及び平成4年に増設した2号炉で構成されており、24時間当たり合計195tの処理能力を有しています。一方、新廃棄物処理施設では、24時間当たり約60tの処理能力を有する、2つの焼却炉の整備を計画しています。
2			(6月16日委員会での質疑・意見) 平成28年度の既存施設からの放流水について、水質の結果はBODが低く、CODが高い。生活排水だけであれば不自然に思う。	(6月16日委員会での回答) 既存施設からの排水には、生活排水に加えて洗車水も含まれているためだと思われま。なお、新施設においては生活排水だけになる計画です。 【6月16日委員会後の追加回答】 排水処理は合併浄化槽により行っていることから、有機物が分解された結果、BODがCODよりも低くなったと考えられます。
3		土地利用計画	(6月16日委員会での質疑・意見) 建て替えとなる施設の整備計画について詳細を説明いただきたい。	(6月16日委員会での回答) 既存施設は敷地の西側に資源価値向上施設が、東側に焼却施設がある状況です。まず、新しい焼却施設を西側に設置する計画ですが、これに係る資源価値向上施設を撤去、移設します。新焼却施設の整備後は、必要なくなった既存の焼却施設をすべて撤去し、リサイクルセンターを整備します。その整備後は不要となった既存の資源価値向上施設を撤去する計画です。 【6月16日委員会後の追加回答】 現況の施設配置と事業段階毎の施設配置はNo.3、11補足資料のとおりです。

表(2) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	事業計画	施設計画	<p>(4月21日委員会での質疑・意見)</p> <p>新廃棄物処理施設の処理方式に関して、ストーカ炉を選定した理由を教えてください。他の市の事例では、シャフト炉を選定していた。二酸化炭素の排出量等、ストーカ炉とどちらが良いのか教えてください。</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>本市の新廃棄物処理施設整備の基本的な考え方である「安心で安全である」、「環境負荷を低減する」、「経済性に優れている」、「安定的に処理が可能」をもとに処理方式選定のための調査項目を設定し、本市のごみ処理の現状(ごみ量、ごみ質等)を踏まえ、調査項目に対して調査した結果、ストーカ式焼却炉は、他方式に比べて実績が格段に多いこと、技術的な問題点もほぼ解決していること、安全安定処理における信頼性が高いこと、取扱メーカーも複数あり競争によるコスト縮減が望めること等、本市に最も適していると判断しました。</p> <p>シャフト式ガス化溶融炉の特徴として、ごみの発熱量が低くても安定燃焼が可能であることや、焼却灰は溶融過程でスラグ化して減容化することで最終処分容量が減少するという利点を持っていますが、一般的には、コークスをごみと一緒に燃焼する必要があることから、燃料費が他方式と比べて非常に高くなることや、燃料を随時燃やすため二酸化炭素の発生が他方式と比較して多いこと等の理由から、本市ではストーカ式焼却炉を選定しました。</p> <p>【6月16日委員会後の追加回答】</p> <p>ストーカ式焼却炉は、溶融を行う施設に比べ、燃焼時のエネルギー使用量が少なく投入エネルギーあたりの回収するエネルギー量が大きくなります。また、溶融を行う施設に比べ設備が小さいため、景観や日照障害等への影響が少ないと考えています。</p>
5			<p>(6月16日委員会での質疑・意見)</p> <p>新廃棄物処理施設はどのような建築物になるのか。1棟になるのか。地下に施設を設置するのか。地下水流動がどうなるか気になっている。</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>新廃棄物処理施設は、詳細は未定ですが、現状よりも大きくなる予定で、高さ30m、幅70m、奥行き40m程度の建屋1つを建設する計画です。地下にはごみピットを設置予定で10m程度掘削する予定です。なお、現状は7m程度の深さにごみピットが設置されています。</p> <p>【6月16日委員会後の追加回答】</p> <p>地下水流動については、設置する地下構造物の規模や深度から、それを阻害するようなことはないと考え、方法書において活動要素として選定していません。ただし、今後、準備書作成までに事業計画の熟度を上げ、地下構造物の規模や深度を明らかにしたうえで、影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定することを検討します。</p>
6			<p>(6月16日委員会での質疑・意見)</p> <p>排出ガスのモニタリングについて、ダイオキシン類は対象とするのか。</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>排ガス中のダイオキシン類は、環境影響評価において周辺地域への影響を予測・評価するとともに、施設稼働後は適切にモニタリングを実施します。なお、モニタリング計画については準備書に記載します。</p>

表(3) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
7	事業計画	施設計画	(6月16日委員会での質疑・意見) 施設からの排水は布湖排水路に行くのか。それとも利根川に直接行くのか。	(6月16日委員会での回答) 布湖排水路に放流する計画です。施設からの正確な放流箇所については、準備書に記載します。
8			(6月16日委員会での質疑・意見) 新しい施設においては、従業員数は概ね何人程度を想定されているか。70t/日は相当量であり、適正な量が確認いただきたい。その結果を踏まえ、アセスメントの観点から見直しをされたほうが良いと考える。	(6月16日委員会での回答) 現施設において40人よりも少ない人数で稼働しており、将来もそれ以下になる見込みです。 【6月16日委員会後の追加回答】 排水量70t/日は現施設における計画上の数値と同等となります。新施設においては、現施設の排水量(年間平均約32t/日)と同程度の放流を計画しているため、現状から変化は少なく、周辺環境への影響は極めて軽微であると考え、方法書において活動要素として選定していません。ただし、今後、準備書作成までに事業計画の熟度を上げ、計画排水量を明らかにしたうえで、水質への影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定することを検討します。
9			(6月16日委員会での質疑・意見) 施設は利根川沿いに位置し、標高も河川と同じ程度のようなのだが、どのような水害対策を検討されているか。また、近くの堤防高さはどの程度か。	(6月16日委員会での回答) 利根川の堤防の高さは約12mくらいです。この地域は5m程度の洪水が想定されているため、対策として灰ピット、ごみピットを5m以上とすること、電気設備等は2階以上に設置することを計画しています。
10			(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見) “方法書5-120 2.(1)イ”に「スラグ等の再資源化等・・・」と記載があるが、焼却方法は、ストーカ式と示されている。スラグ等と記載する理由についてご教示願いたい。 また、“方法書2-16”に、焼却残渣について民間埋立または「外部資源化委託」とあるが、民間施設での灰溶融などを計画されているため、上記記載となっているのか。 参考として、灰溶融はエネルギー面(およびCO2排出)から環境負荷が高いと考えられる。施設単体ではなく、廃棄物処理システム全体での環境負荷低減を検討することが必要と考える。 (6月16日委員会での質疑・意見) 以前は我孫子市に最終処分場があったと記憶しているが、現在は使用していないのか。灰の処分方法について確認したい。	(6月16日委員会での回答) 最終処分場については現在、市内にありません。灰(焼却残渣)については、外部民間委託により埋め立て処分や一部資源化(スラグ化)を実施しています。将来施設においても同様の計画としていますが、処理・処分方法、資源化等については、今後、環境負荷を適切に低減できるように検討していきます。

表(4) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
11	環境影響評価項目	活動要素	(4月21日委員会での質疑・意見) 今回の事業では、現施設の敷地を対象事業実施区域としており、既存の施設を解体、撤去すると思うが、これらは環境影響評価の活動要素に含まれていないのか。	(6月16日委員会での回答) 既存施設の解体・撤去については、工事の実施時の「工作物の撤去又は廃棄」として選定しています。 本事業では、新廃棄物処理施設とリサイクルセンターそれぞれの整備前に工事に支障となる既存の建物等を解体、撤去し、それぞれ稼働開始後に旧施設の解体、撤去を行う計画 としているため、工事の実施の活動要素として選定しました。 なお、既存施設の解体・撤去のうち、建屋内部でのダイオキシン類の除染、アスベストの除去等の作業は、労働安全衛生法等の関係法令に準拠して実施するものとし、汚染物質の周辺環境への影響について予測・評価を実施いたします。 現況の施設配置と事業段階毎の施設配置はNo.3、11 補足資料のとおり
12		環境影響評価項目の選定	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 工事の実施及び施設の供用に伴う水文環境への影響について、地下構造物の規模によっては地下水流動への影響が懸念されることから、地下構造物の規模及び深度を明らかにしたうえで、必要に応じて、環境影響評価項目として選定する必要がある。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 大規模な地形の改変は行わない計画であるため、方法書では水文環境を選定しませんでした。 今後、準備書作成までに事業計画の熟度を上げ、地下構造物の規模や深度を明らかにしたうえで、地下水流動への影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定することを検討します。
13	大気質	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 「新廃棄物処理施設の稼働による大気質」の調査地点の選定理由を教えてください。この地域は、利根川の氾濫原に位置し、千葉県側、茨城県側のいずれの調査地点も、高台であると思う。高台に調査地点を設定することに問題はないのか。	(6月16日委員会での回答) 対象事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点は、対象事業に最も近い気象庁の地域気象観測所である我孫子観測所において、風向出現頻度が高い東、南南西に対して、実施区域から風下側となる西、北北東方向を含む4方向について、ボサンケ・サットン式を用いて試算した最大着地濃度出現距離(約2.08km)付近における住宅が密集している4箇所を選定しました。 対象事業実施区域と周辺の一般環境大気質の調査地点の標高差は最大で約13.7m であり、特に問題は無いものと考えています。 対象事業実施区域と大気質等調査地点の位置及び標高の関係は、No.13 補足資料のとおり
14			(6月16日委員会での質疑・意見) 調査地点として示されている範囲が広い。これから詳細な地点を設定するのか。	(6月16日委員会での回答) 示した範囲の中で具体的な地点を今後設定します。 【6月16日委員会後の追加回答】 具体的な地点を設定する際は、住宅等の保全対象の分布を踏まえ、その範囲を代表できるよう留意します。
15			(6月16日委員会での質疑・意見) 調査地点No.1は窪地のようなが周辺を代表する調査地点として問題はないのか。実際に調査をされた場所を明記すると良い。	(6月16日委員会での回答) 実際の調査地点の詳細は準備書で明記いたします。調査地点No.1は確かに窪地状ではありますが、標高差は10m程度と小さく、幅は200m程度ありますので、極端に空気が滞留するようなことはなく、代表性は確保できていると考えています。

表(5) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
16	大気質	調査内容	<p>(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>(1)地上気象として、年間観測のほかに4地点で風向・風速を測定することとされているが、後者4地点の調査結果の整理は何に役立つのか不明である。</p> <p>準備書において、整理した表を載せるだけでなく、そこから何が分かるのか、それをどう活用したのか、分かるよう記述をお願いしたい。(高層気象についても同じく意見する。)</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>No.17の質問内容にある標高による風向・風速の違いについて把握するため、各調査地点において風向・風速調査を行い、各地点の相関について解析を行うことを目的として、調査します。</p>
17			<p>(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>(2)現地を視察しない段階での推測であるが、対象施設の設置場所と周辺市街地の大部分は標高が異なっていて、対象施設の敷地付近で気象(風)測定をしても、地上10mでの測定であれ、台地上の風向・風速とはかなり異なる恐れがあると思われる。</p> <p>測定場所を変えたり測定高さを50mにしたりする必要はないが、測定結果を使う際(年平均などの濃度予測に使うものと思う)に、あらかじめ台地上の測定局のデータ(我孫子気象観測所の年間データが適当と思う)との比較検討を行い、その結果を記述するとともに、その結果を踏まえて、適切な濃度予測を実施されたい。</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>No.16の質問回答にあるように対象施設設置場所と周辺市街地の風向・風速については、その相関を解析します。</p> <p>また、予測に当たっては、煙突高さにおける風速は、対象事業実施区域の通年観測データを用いて、ベキ乗則の式により補正を行った風速を用います。</p> <p>なお、我孫子気象観測所のデータを用いて、調査期間の風向・風速について、異常年検定を行い、当該年の風向・風速の有効性についても検討します。</p>
18	水質	調査時期	<p>(4月21日委員会での質疑・意見)</p> <p>調査時期は、降雨時とあるが、それで問題はないのか。フラッシュアウトして濁りが発生するからそれを測るために実施するのか。雨水により濁りが希釈される場合も想定される。調査時期の妥当性について確認頂きたい。</p>	<p>(6月16日委員会での回答)</p> <p>水質は、工事中の降雨時における濁水の発生による影響(SS)を予測・評価することから、現況の降雨時における放流先のSSや流量を把握する調査を計画しています。</p> <p>一方、供用時においては、以下の理由から、現状から変化は少なく、周辺環境への影響は極めて軽微であると考え、活動要素として選定しませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クローズド方式を採用し、ごみピット排水、プラント排水を公共用水域へ放流しないこと ・生活排水は、浄化槽で適切に処理したうえで現状と同量程度(現施設の生活排水量：年間平均約32t/日)を公共用水域へ放流する計画であること <p>ただし、今後、準備書作成までに事業計画の熟度が上がり、水質への影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定することを検討します。</p>

表(6) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
19	土壌	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 「工事の実施による土壌」の調査地点に関して、「地歴の状況に応じて決定」とあるが、その設定の方針が決まっていれば教えて頂きたい。	(6月16日委員会での回答) 地歴調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に委託し、本年度実施予定です。調査実施後、調査結果に基づき方針を検討します。 その結果、汚染のおそれはなく、土壌汚染状況調査に準拠した調査を行わなくて良いと判断された場合は、汚染の可能性が想定される箇所を調査地点として選定します。 地歴調査で土壌汚染状況調査に準拠した調査が必要と判断された場合は、土壌汚染対策法に準拠した調査を行います。 土壌汚染状況調査に準拠した調査の実施の要否は、地歴調査結果(土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の使用等、貯蔵等、埋設等の状況)により指定調査機関が判断します。 なお、必要に応じて土壌汚染対策法の窓口である千葉県に相談する予定です。
20	日照障害、景観	予測方法	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 日照障害及び景観の影響に係る予測及び評価について、当該事業で設置予定の建屋の規模及び配置を明らかにしたうえで、予測及び評価を行う必要がある。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 ご指摘のとおり、日照障害、景観については、建屋の規模や配置を明らかにしたうえで予測・評価を実施する計画としています。
21	植物、動物、陸水生物	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 植物、動物、陸水生物の調査地点の選定理由を教えて頂きたい。	(6月16日委員会での回答) 調査範囲には、主に水田・耕作地、河川敷の草地といった環境が存在することから、調査ルートはこれらを網羅できるように設定しました。 調査地点は、上記の考え方と同様とし、具体的には、哺乳類、昆虫類のトラップ調査地点は、対象事業実施区域や水田・耕作地環境を把握する地点と、河川敷の草地を把握する地点を、鳥類の調査地点はそれぞれの環境を広く見渡せる2地点を設定しました(方法書5-101ページ 図5-2-22参照)。陸水生物の調査地点は、対象事業実施区域に隣接する布湖排水路の下流側1地点を設定しました(方法書5-107ページ 図5-2-24参照)。
22		調査方法	(6月16日委員会での質疑・意見) 希少種の生息が資料調査で確認されていることから、調査を実施する際には申請が必要な場合がある。また、非常に貴重な種であるため、できるだけ個体を傷つけないように調査してもらいたい。調査にあたっては、専門家にヒアリングを実施するとよい。	(6月16日委員会での回答) 調査にあたっては許可等必要な手続きを実施してまいります。またヒアリングについても実施を検討します。

表(7) 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
23	植物、動物、陸水生物	調査方法	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 工事の実施及び施設の供用に伴う動植物等への影響について、事業実施区域周辺に希少種の生息が想定される場合は、これらの生物への影響等も考慮して適切に調査手法を選定する必要がある。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 植物・動物・陸水生物の現地調査は、希少種等への調査圧等による影響に十分注意して実施いたします。
24		調査内容	(6月16日委員会での質疑・意見) 近年、外来種による影響が懸念されているところである。本アセスにおいて実施する調査結果において、貴重な種だけでなく外来種についても情報提供いただきたい。	(6月16日委員会での回答) 調査対象として外来種も含めて実施します。情報提供については検討いたします。 【6月16日委員会後の追加回答】 現地調査において確認した外来種は、リスト等に整理して準備書に記載します。
25	生態系	予測時期	(4月21日委員会での質疑・意見) 予測時期に、保全対策の効果が安定したと考えられる時期とあるが、そのタイミングでは生態系が安定した時期となり影響なしとなってしまうのではないかと確認したい。	(6月16日委員会での回答) 生態系の予測項目は、「重要な種等の生育・生息状況の変化」と「生態系の変化」としており、その変化の程度を整理することで影響を予測します。また、その影響が、事業者の実行可能な範囲で出来る限り回避又は低減されているかを明らかにすることで評価を行います。 予測時期は、工事による一時的な影響が発生するタイミングと、供用後に緑化等の保全対策の効果が発揮された後のタイミングとし、予測結果は、それぞれのタイミングにおける変化の程度を整理することになります。
26		予測方法	(6月16日委員会での質疑・意見) 生態系の評価に関して、在来種がいなくなったあとに外来種が入ってくると思うが、どのように評価されるのか。 外来種の侵入についてはリスト等で量的な評価を実施してもらいたい。	(6月16日委員会での回答) 生態系については定性的に予測します。現況について整理させていただいたあと、事業計画からその変化の程度を予測します。なお、緑化計画等で在来種を用いる等、できるだけ外来種が入ってこないような計画を検討します。外来種の量的な評価は、可能な範囲で実施を検討します。 【6月16日委員会後の追加回答】 現地調査において確認した外来種は、リスト等に整理して準備書に記載します。
27	景観	調査地域・調査地点	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 景観に係る調査に関して、利根川沿川の河川景観は、我孫子市及び取手市の景観を特徴づける重要な景観特性であると考えられることから、調査地点すなわち眺望点は、河川沿川にも設定すべきである。 具体的には、利根川右岸（我孫子市側）の高水敷および県道我孫子利根線沿道にも、眺望点を設定すべきである。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 利根川沿川の河川景観を把握する眺望点として、景観資源である利根川と対象事業実施区域を眺望できる利根川左岸（取手市側）の展望台（調査地点番号6）を公共性、代表性のある地点として設定しています（方法書 5-113 ページ 図 5-2-25 参照）。 ただし、ご指摘をいただいたとおり、利根川右岸（我孫子市側）には眺望点を設定していないことから、利根川右岸の高水敷に位置する利根川ゆうゆう公園の中で、利根川と対象事業実施区域が眺望できる地点（対象事業実施区域の東側を想定）を新たに設定することを検討します。なお、県道我孫子利根線は歩道がないことから、上記の新たに設置する地点で代表させることを考えています。

表(8) 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
28	温室効果ガス	予測時期	(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見) 温室効果ガス等について、時期等について、現在の施設で温室効果ガスがどのくらい発生しているか実測する必要がある。施設完成後適切な時期に測定して比較しないと削減量が把握できないのではないか。	(6月16日委員会での回答) ご指摘のとおり、既存施設における温室効果ガス発生量についても各種原単位を用いて、予測を行い、新施設との比較を行うことにより削減量を把握することとします。
29		予測方法	(6月16日委員会での質疑・意見) 温室効果ガスの削減効果を整理する調査計画となっているが、廃棄物運搬車両からの排出量はどのように算出されるのか。	(6月16日委員会での回答) 廃棄物運搬車両については、速度や走行量等想定される条件を設定して算出する予定です。設定した条件は整理いたします。 【6月16日委員会後の追加回答】 廃棄物運搬車両による温室効果ガスの削減効果は、現状と将来の走行量等から算出し、比較することで把握します。
30			【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 当該事業における温室効果ガス等の予測及び評価について、施設全体から発生する温室効果ガスの量とともに、ごみ処理量当たりの発生量についても評価を行う必要がある。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 ごみ処理量当たりの温室効果ガス等の発生量についても予測・評価を実施いたします。
31	千葉県環境影響評価条例	計画段階環境影響評価について	(4月21日委員会での質疑・意見) 千葉県では、平成20年に「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」を制定しており、自治体が申し出れば、事業計画段階における環境配慮事項を検討することが出来る。自治体における実施例はほとんどないが、事業計画の早期の段階で議論することが出来るため、ぜひ実施していただきたい。	(6月16日委員会での回答) 本事業は、方法書の手続き段階に入っているため、同要綱に基づく手続きを実施することは出来ませんが、今後本市の事業として環境影響評価を実施する際には、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、本事業においては、方法書及び準備書の各段階において、本委員会のご意見、知事意見並びに住民の方々のご意見の内容を十分に検討し、出来る限り環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。
32	その他	既存施設について	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見】 現行の我孫子市クリーンセンターの廃棄物処理施設に対して、苦情は寄せられているのか。	【6月16日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答】 現在の焼却施設で苦情を受けたことは特にありませんが、生ごみのたい肥化を行う施設において、悪臭とカラスについては、何件かの苦情が寄せられています。

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
【No.3、11 補足資料】対象事業実施区域の現況の施設配置と事業段階毎の施設配置計画

対象事業実施区域の現況の施設配置は図1に示すとおりです。

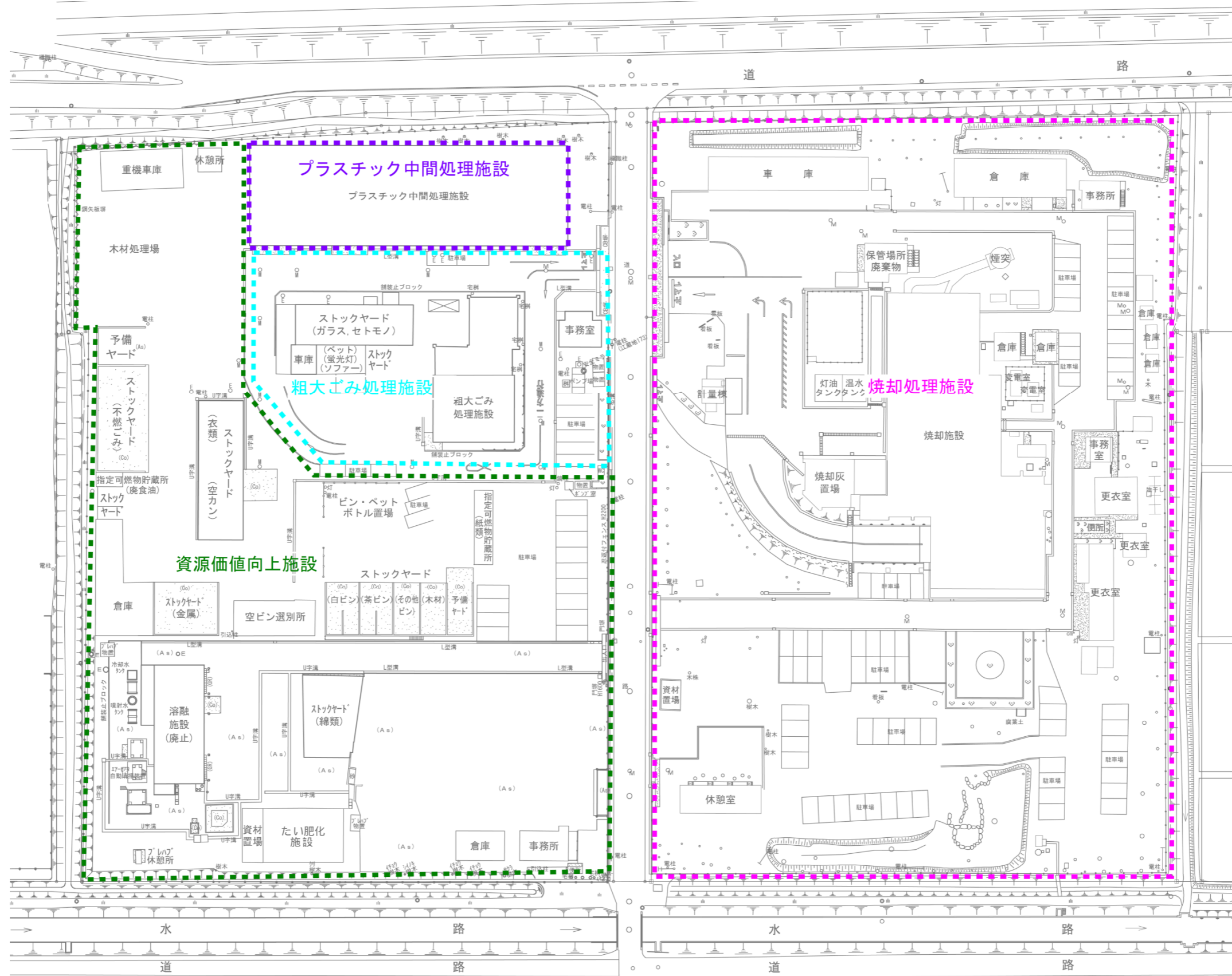
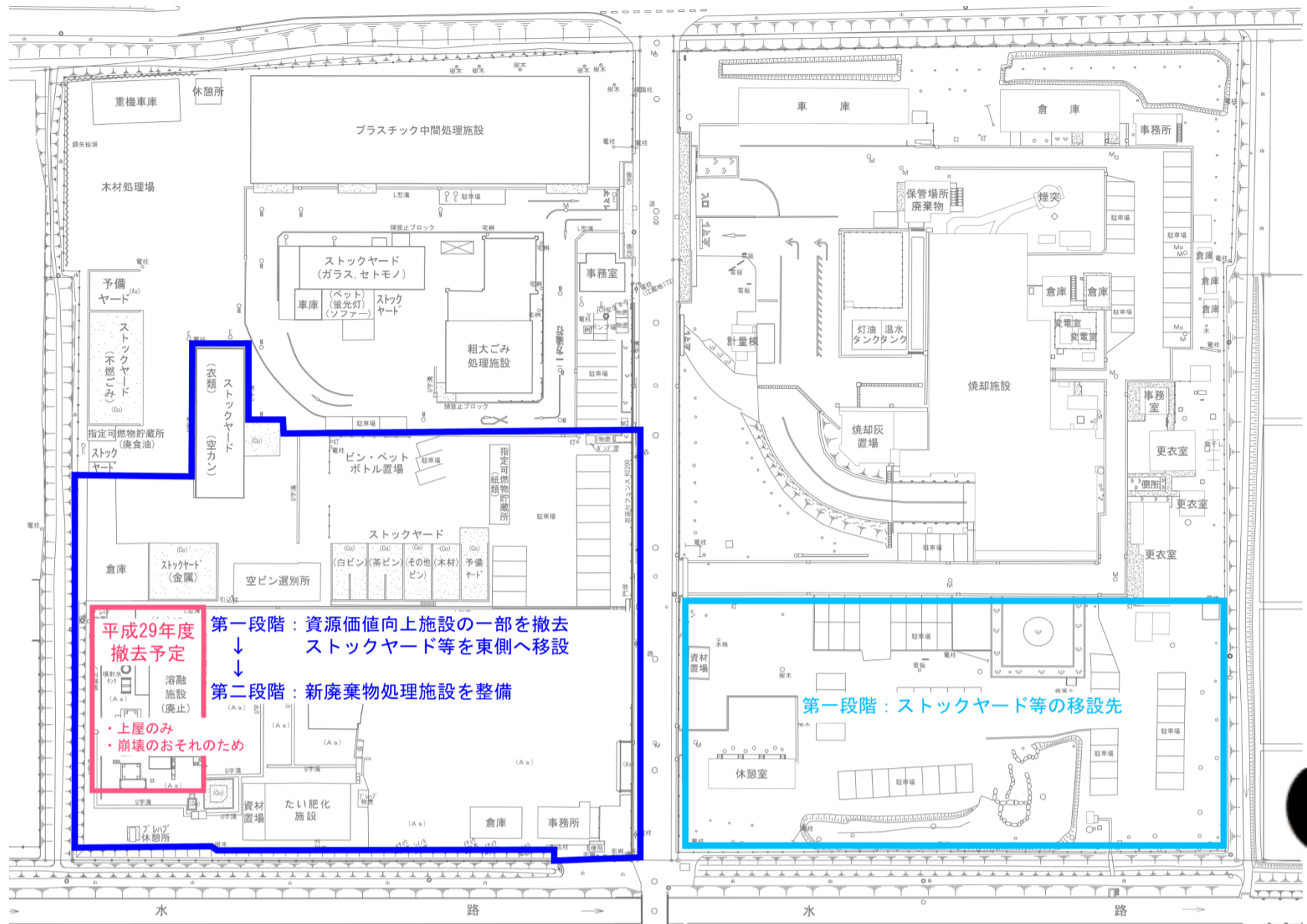


図1 対象事業実施区域の現況の施設配置（詳細）

事業段階における施設配置は図2に示すとおりです。

【第一～第二段階】新廃棄物処理施設予定地にかかる施設を撤去、ストックヤード等を東側へ移設して、新廃棄物処理施設を整備



【第三～第四段階】新廃棄物処理施設稼働後、焼却施設等を撤去し、ストックヤード等を北側へ再移設して、リサイクルセンターを整備
リサイクルセンター稼働後、残ったストックヤードやプラスチック中間処理施設等を撤去

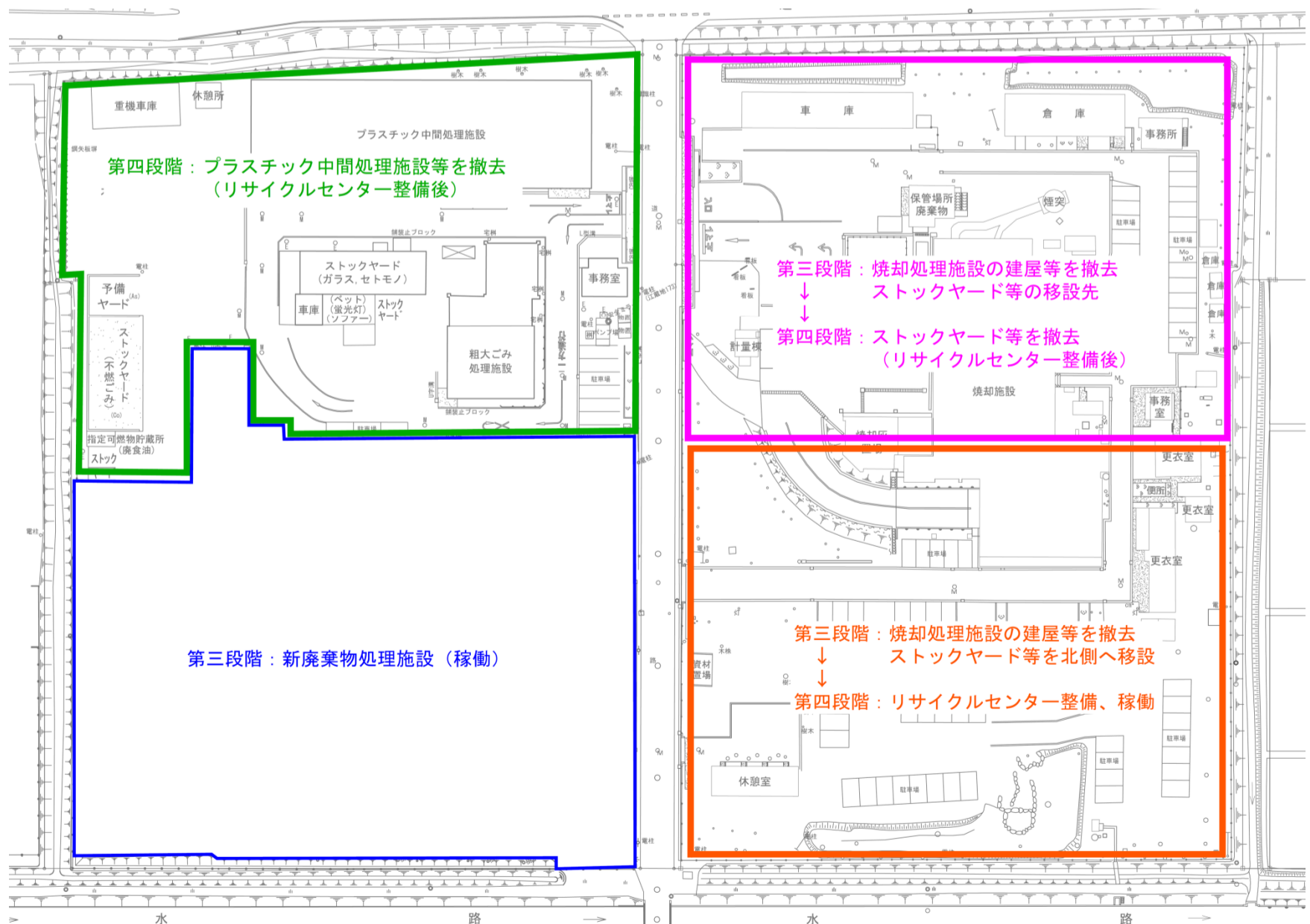


図2 事業段階毎の施設配置

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書
 第1回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
 【No.13 補足資料】
 対象事業実施区域と大気質等調査地点の位置及び標高の関係

- ▶ 対象事業実施区域と各大気質等調査地点を含む断面の位置は図1に、各断面における標高の高低図は図2に、それぞれ示すとおりです。
- ▶ 対象事業実施区域の標高は、約6.5mとなります。一方、調査地点の標高の内、最も高いものは約20.2m（地点3）であることから、対象事業実施区域と調査地点との高低差は、最大約13.7mとなります。
- ▶ 参考として、対象事業実施区域周辺の航空写真及びパノラマ写真撮影地点・方向対象を図3に、対象事業実施区域周辺のパノラマ写真と大気質等調査地点がある方向を写真1に、それぞれ示します。

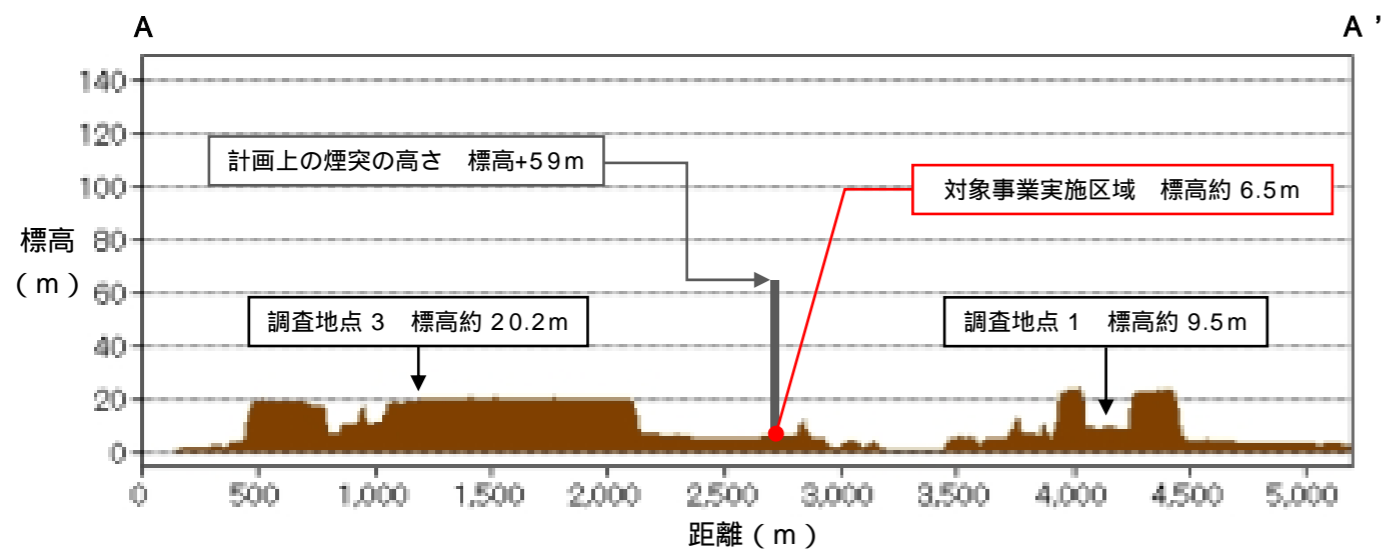


図2(1) 対象事業実施区域及び大気質等調査地点周辺を含む地域の高低図 (A-A')

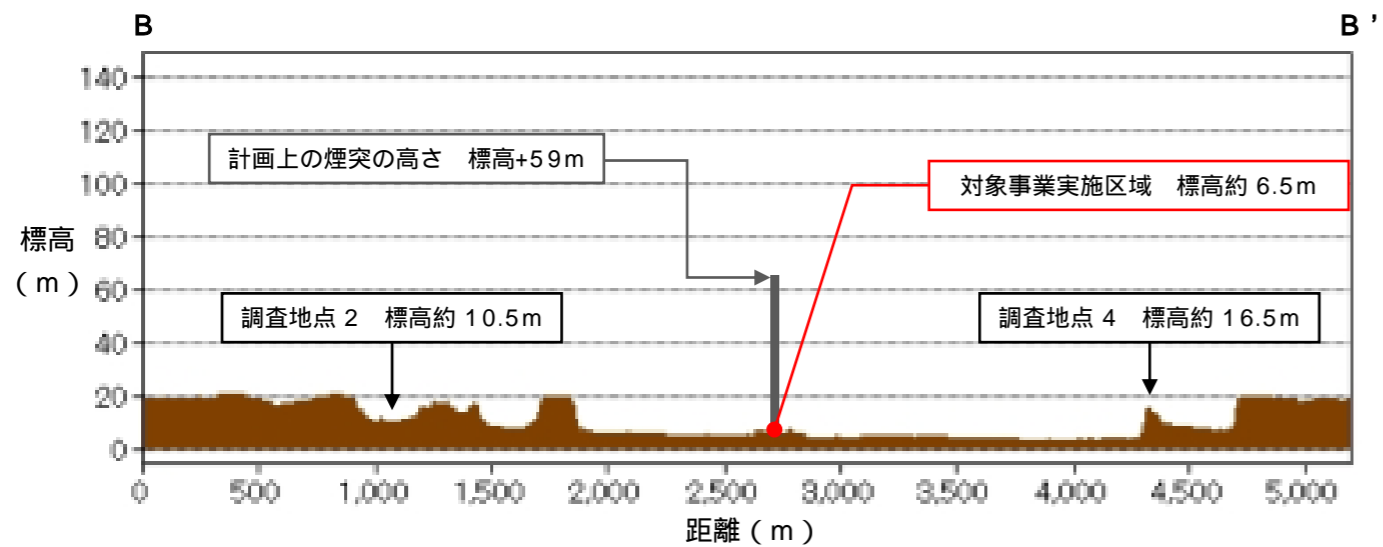


図2(2) 対象事業実施区域及び大気質等調査地点周辺を含む地域の高低図 (B-B')

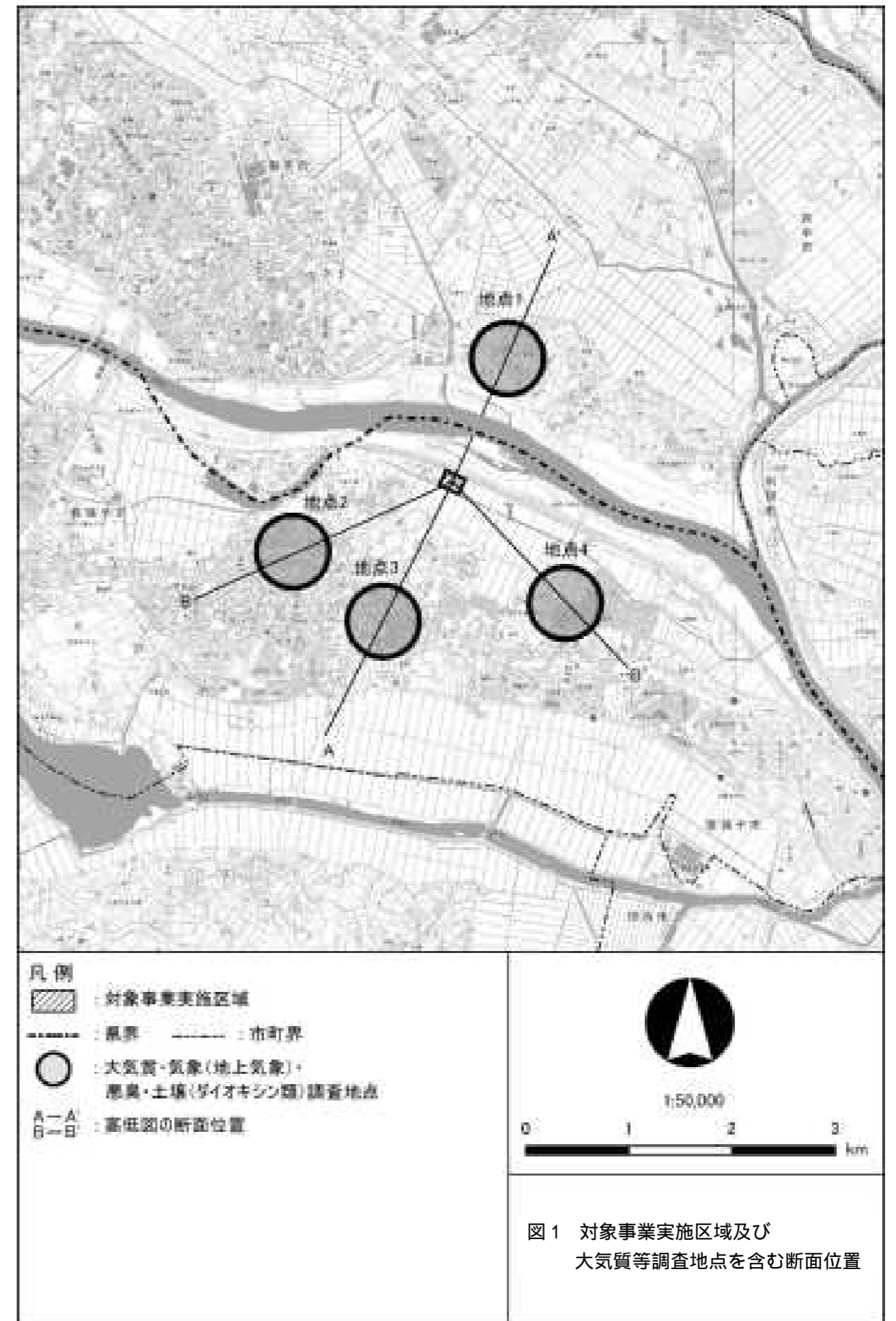


図1 対象事業実施区域及び大気質等調査地点を含む断面位置

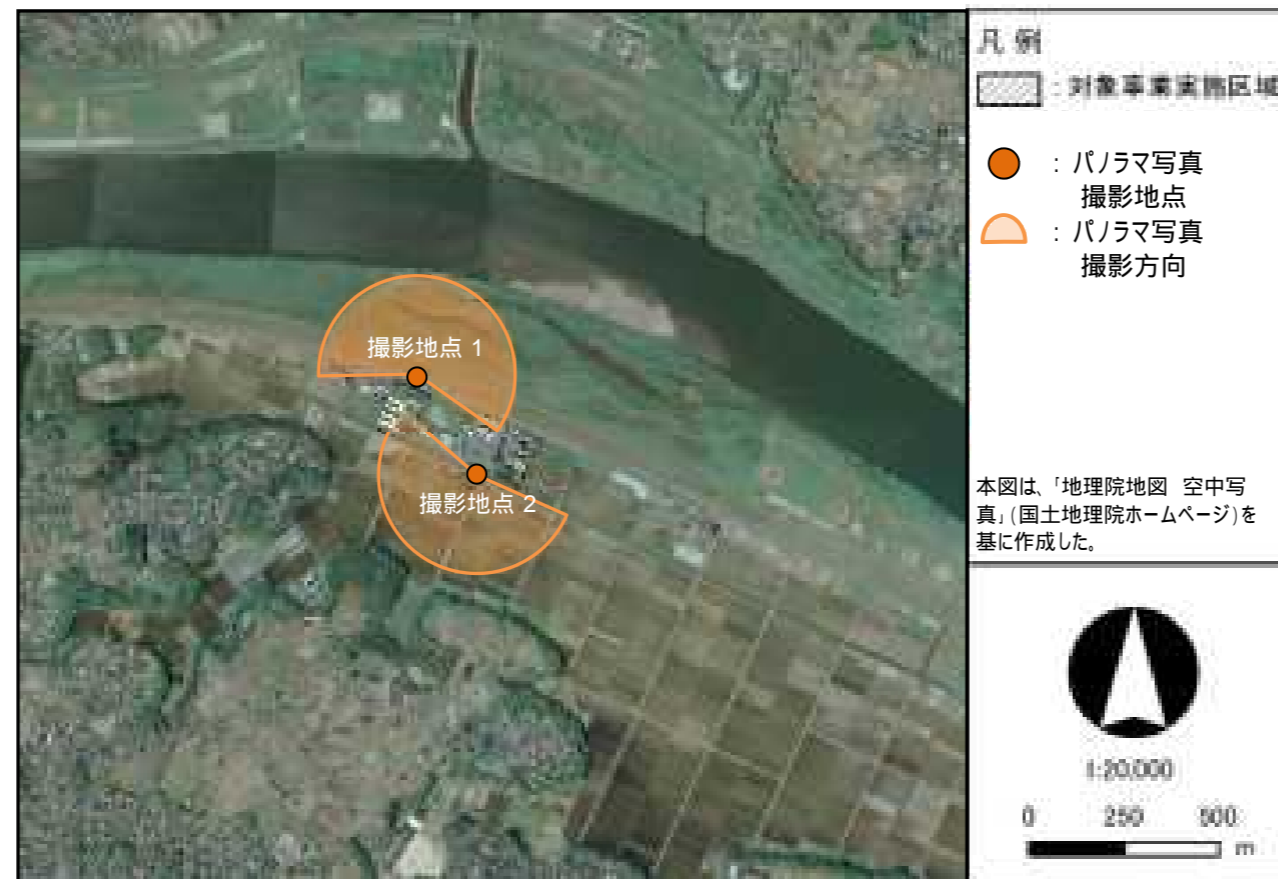


図3 対象事業実施区域周辺の航空写真及びパノラマ写真撮影地点・方向



写真1 対象事業実施区域周辺のパノラマ写真と大気質等調査地点がある方向